

海田市駐業第1105号
令和5年12月20日

広島安芸商工会会長 殿

陸上自衛隊
海田市駐屯地業務隊長



防衛省陸上自衛隊海田市駐屯地における「令和6年度夏祭り行事及び第13旅団創立25周年・海田市駐屯地創設74周年記念行事」等の野外交店公募に関する公告の掲示について（依頼）

標記について、下記のとおり依頼します。

記

1 掲示期間

令和6年1月12日（金）午前9時から令和6年1月26日（金）午後4時まで

2 公告内容

別添による。

3 連絡先

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊厚生科厚生班長 羽山浩一

住所：〒736-0053 広島県安芸郡海田町寿町2番1号

電話：082-822-3101（内線2327）

FAX：082-823-4226

添付書類 公 告

公 告

令和6年1月12日

防衛省陸上自衛隊
海田市駐屯地業務隊長

防衛省陸上自衛隊海田市駐屯地における「令和6年度夏祭り行事及び第13旅団創立25周年・海田市駐屯地創設74周年記念行事」等の野外壳店設置・経営に関する業者の募集について

広島県安芸郡海田町寿町2番1号に所在する陸上自衛隊海田市駐屯地において、野外壳店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

司令部裏グラウンド、正門通り等（屋外）

4 設置期間

令和6年4月10日～令和7年4月9日までの間における「令和6年度夏祭り行事及び第13旅団創立25周年・海田市駐屯地創設74周年記念行事」等の各日（各行事実施日の4ヶ月前頃に連絡）

5 募集業種等

飲食類及び子どものおもちゃ・ミリタリーグッズ等
（ただし、第13旅団創立25周年・海田市駐屯地創設74周年記念行事は、アルコール飲料の販売は禁止する。）

6 1店舗あたり使用面積（基準）

20㎡（5m×4m）

7 募集要領及び仕様書の配布

- (1) 期 間：令和6年1月12日（金）から令和6年1月26日（金）
午前9時から午後4時まで（午後1時から2時及び土日祝日を除く。）
- (2) 場 所：陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊厚生科
担 当 羽山（ハヤマ）
住 所 〒736-0053 広島県安芸郡海田町寿町2番1号
電 話 082-822-3101（内線 2327）
FAX 082-823-4226
- (3) 公募に参加を希望する場合は、上記7(1)の期間内に7(2)まで連絡をした上で、参加希望業者が募集要領を受領すること。ただし、遠方のため直接受領が困難な場合は、担当者との調整により郵送（事前の切手送付受付のみ対応）することができる。なお、車での来庁は前日午後3時までに会社名、氏名、車番を電話にて担当者に連絡すること。

8 その他

細部の内容は、募集要領による。